

# 泉大津市電子入札運用基準

## 1 趣旨及び適用範囲

### (1) 趣旨

この基準は、泉大津市が電子入札システムを用いて入札及び入札に関連する事務を行う場合の事務取扱について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、その他の関係法令及び泉大津市財務規則（昭和 44 年泉大津市規則第 7 号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (2) 適用範囲

この基準は、泉大津市が発注する建設工事及び業務委託のうち、電子入札で行うと指定した発注案件について適用する。

## 2 用語の定義

この運用基準において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

### (1) 泉大津市電子入札システム

泉大津市（以下、「本市」という。）が行う入札に関する事務を電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）により処理する情報処理システム（以下、「システム」という。）。

### (2) 電子入札

システムのプログラムを使用して、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式 その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の送受信により執行する入札

### (3) 紙入札

電子入札によらない、紙媒体により執行する入札

### (4) I C カード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子入札用 I C カード

### (5) 電子ファイル

電子入札において提出書類として扱う電子文書

## 3 電子入札による発注案件の取扱い

### (1) 電子入札の対象

1 (2) に規定する案件は、3 (2) に該当する場合を除き、電子入札のみにより行うものとする。1 (2) の規定によりこの基準を適用する入札にあっては、全ての入札参加者がシステムにより電子入札を行うものとし、紙入札による入札参加との併用は行わない。

（2）電子入札から紙入札に変更する基準

電子入札による手続きの開始後、電子入札の続行が困難な事由が生じたときに限り、電子入札の手続きは中止し、あらためて紙入札の手続きを行うものとする。

＜やむを得ない事由の例示＞

- ・システム上の障害等によりシステムが長期間にわたり使用不可となった場合

4 発注案件の設定等

（1）各受付期間等の設定

入札書等の受付は、あらかじめ設定した日時をもってシステムによって締切ることとし、その後は入札書等を受け付けない。

（2）予定価格等の表記

予定価格、最低制限価格及び調査基準価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額とする。

（3）公表日（指名日）以降の発注案件登録情報の修正

公表日（指名日）以降において、発注案件登録情報について修正する必要がある場合は、入札参加者にシステム等を使用して通知する。

5 質疑及び回答

入札参加者が質疑を行う場合は、入札通知書等により本市が指定する方法によることとする。なお、入札参加者からの質疑内容に入札参加者名を特定できる内容の記載のあるとき等、公正な入札執行の妨げとなる場合は回答をしないことがある。

6 連絡事項の確認

入札参加者に対し、電子入札の手続き等に関する通知を行う場合、システムの情報公開機能や本市ホームページ、電子メール等により情報を提供するものとする。

なお、連絡事項の情報を閲覧しなかったことによる手続きの不備は、これについて異議を一切認めないものとする。

7 入札書等の提出

（1）添付書類等の提出方法

入札書等の提出の際に提出を求める添付書類等は、入札参加者がシステム等により提出するものとする。

（2）アプリケーションソフト及びファイルの形式

入札参加者が提出する電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及びファイルの形式は次の表に掲げるものとする。電子ファイルの圧縮を認める場合は、LZH 又は ZIP 形式を指定し、自己解凍方式は指定しないものとする。

番号	使用アプリケーション	ファイル形式
1	Microsoft Word	Word95 以降のバージョンでの保存
2	Microsoft Excel	Excel95 以降のバージョンでの保存
3	その他のアプリケーション	PDF ファイル (Acrobat3 以降のバージョンで作成のもの) 画像ファイル (JPEG 形式、GIF 形式)

注) ファイル保存時、送信時に失われる機能は使用させないこと。

### (3) 入札書等の無効等

次のいずれかに該当する入札は「無効」とする。

- ①入札金額、くじ入力番号等、必要な事項の入力を欠き、本市が入札時に必要とする電子ファイルが添付されていない入札。
- ②入札に参加する資格のない者のした入札。
- ③指定の日時までに提出又は到達しなかった入札。
- ④入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札。
- ⑤入札金額等が識別しがたい入札。
- ⑥同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札。
- ⑦最低制限価格を設けた入札において、最低制限価格を下回る価格でした入札。
- ⑧再度の入札をしたとき、初回入札の最低入札金額以上の価格でした入札。
- ⑨入札参加者若しくはその代理人が同一の入札において他の入札参加者の代理人となり、又は数人が共同して行なった入札。
- ⑩予定価格を事前に公表した入札において、予定価格を超える価格でした入札。
- ⑪内訳書の提出が必要な入札において、正しい内訳書の提出のない入札。
- ⑫入札に関し、不正な行為を行った者又は不正な行為が行われたおそれが非常に強い者がした入札。
- ⑬その他、入札に関する条件に違反した入札。

### (4) 入札書等の書換え

システムにより提出された入札書等は、いかなる時点においても書換え、引換え、撤回を認めない。

### (5) 入札を辞退する場合の取扱い

入札の辞退はシステムにより行うものとし、一度提出された辞退届は撤回できない。

## 8 開札

### (1) 開札

開札は、入札（開札）予定日時以降にシステムにより行う。

（2）積算内訳書の確認

積算内訳書の添付を求めている場合、有効な入札を行った入札参加者全ての積算内訳書を確認するものとする。

（3）落札者（落札候補者）の決定方法

入札を行った者のうち、予定価格以下で最低の価格をもって入札した者を落札者（落札候補者）とする。ただし、最低制限価格を設けている場合には、予定価格以下でかつ最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者（落札候補者）とする。

この場合において、落札（落札候補）となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、システムのくじ機能によるくじの実施後、落札者（落札候補者）を決定する。なお、システムのくじの仕組みは次のとおりとする。

①入札参加者が入力した任意の3桁以内のくじ用数値（くじ値）に、入札書がサーバーに到達した時間の秒（入札秒=くじ用乱数）を足す（下3桁有効）。

②くじ対象者について、入札書がサーバーに到達した順（入札順）に1、2、3、…と到達番号を割り当てる。

③次の計算式によって「余り」を算出する。

くじ対象者の①の和／くじ対象者数

④くじ対象者数から「余り」を引き、この数値と②の到達番号が一致した者が落札者（落札候補者）となる。

（4）落札候補者に対する事後審査

落札候補者について、事後審査に必要な書類の提出を求め、入札参加資格について審査確認を行い、入札参加資格を有すると認めた落札候補者を落札者とする。

落札候補者から事後審査に必要な書類の提出がないとき又は審査確認の結果、参加資格のないことが確認されたときは、当該落札候補者の入札を無効とし、次順位以降の落札候補者について順次入札参加資格の審査を行う。

（5）入札に関し、不正な行為が行われたおそれがあると認められるとき、本市は落札者の決定を保留することができる。

（6）入札の取りやめ

入札を取りやめる場合はシステム等を使用して通知する。

9 開札後の公表

開札後、入札状況についてシステム等を使用して公開する。ただし、当該入札について調査を行う場合はこの限りでない。

10 入札参加者のＩＣカード（代表者の権限の委任等）

（1）入札に使用できるＩＣカード

電子入札に参加することができる者は、本市の入札参加資格を有している者のう

ち、システムにＩＣカードの利用者登録をしている者とする。

なお、ＩＣカードの名義は、次のいずれかに該当する者とする。

①個人の場合にあっては本人、法人の場合にあっては当該法人の代表者（以下「代表者」という。）

②代表者から入札、見積及び契約に関する権限について委任を受けた者（以下「受任者」という。）

## （2）ＩＣカードの利用者登録審査

ＩＣカードの利用者登録の審査は次のとおり行う。

①ＩＣカードの利用者登録の審査はシステムにより行う。

②入札参加者は、1社あたり複数枚のＩＣカードの利用者登録を行うことができるものとする。

③ＩＣカードの利用者登録の審査が完了した者にのみ、システムによる入札参加資格申請等、電子入札への参加を認めるものとする。

## （3）ＩＣカードが失効した場合の取扱い

10(1)の規定による電子入札に参加することができるＩＣカードの利用者が当該業者に属さないこととなった場合は、当該ＩＣカードでの電子入札への参加を認めない。

ただし、当該業者において登録している他の有効なＩＣカードを用いて、電子入札に引き続き参加することができる。

## （4）ＩＣカードの利用者登録情報の変更

入札参加者が利用者登録を行ったＩＣカードの連絡先情報（連絡先メールアドレス、連絡先電話番号、連絡先住所等）については、入札参加者が隨時変更することを認めるものとする。

## （5）ＩＣカードの不正使用等の取扱い

入札参加者がＩＣカードを不正に使用等した場合には、泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止措置等、その他契約事務上相当の措置をとるものとする。

### ＜ＩＣカードを不正に使用等した場合の例示＞

- ①他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ②代表者又は受任者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者又は受任者のＩＣカードを故意に使用して入札に参加した場合
- ③同一案件に対して、同一業者が故意に複数のＩＣカードを使用して入札に参加した場合

## 11 障害時等の取扱い

システムに障害が発生し、入札を予定したとおりに執行できない場合には、入札書受付締切日時及び入札（開札）予定時間の変更（延長）を行う（なお、電子入札から紙入札へ変更する場合は3（2）による）。

附 則 この基準は、令和7年10月1日から施行する。